

水質検査を依頼される方へ

1 受付日時 裏面の水質検査日程のとおり

午前9時～午前10時30分（時間厳守）

2 受付場所 川越市小ヶ谷817-1 川越市保健所1階 水質検査 窓口

3 持参する物

（1）水（専用の容器に入れてお持ちください。容器は事前に保健所へ取りに来てください。）

検査を依頼する水の種類によって、お持ちいただく容器の種類が異なります。

裏面の採水方法をご確認のうえ、採水してください。

○一般飲料水：検査する水を入れたポリ容器（大1個、小1個^{※1}）、黒い蓋付きのガラス瓶（1本）

^{※1}滅菌包装の200ml容器。中に薬剤が入っています。

○小規模貯水槽水道：検査する水を入れたポリ容器（大1個）

（2）試験等依頼書

1枚目の太枠内に、必要事項をボールペンで記入してください。

2枚目の左上に、依頼者氏名を記入してください。

（3）検査手数料（現金のみ）

一般飲料水（13項目） 8,560円

小規模貯水槽水道（5項目） 2,350円

※ 検査結果の郵送をご希望される場合は、切手を貼った封筒に住所・氏名をご記載のうえ、検査受付時に検査用の水と一緒にお持ちください。

4 水質検査成績書の交付

受付翌週の火曜日以降に、川越市保健所の窓口でお渡しします。（火曜日が祝日の場合は、水曜日以降のお渡しです。）

5 検査内容

一般飲料水の検査は、水道法に規定されている水質基準のうち11項目^{※2}とアンモニア態窒素・残留塩素濃度の検査です。小規模貯水槽水道の検査項目は色度・濁度・臭い・味・残留塩素です。

一般飲料水の検査結果は「水質基準」に『適合』若しくは『不適合』という判定です。『飲用に適する』という判定は出来ませんのでご了承ください。

なお、不明な点がありましたら検査担当までお問い合わせください。

^{※2}11項目の内訳

一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物・pH・味・臭気・色度・濁度

6 その他

・使用しなかった容器は保健所にお返しください。ガラス瓶の取扱いには、充分注意くださるようお願いいたします。

・残留塩素異常高値（1.5mg/L以上）の場合は味の検査は行わず、「検査不能」となります。また、総合判定は「判定不能」となります。

令和7年度 水質検査日程

	第1火曜日	第3火曜日
令和7年 4月		15
5月		20
6月	3	17
7月	1	15
8月	5	19
9月	2	16
10月		21
11月		18
12月		16
令和8年 1月		20
2月		17
3月		17

採水の方法

- (1) 検査するための水は、受付当日（火曜日）の朝に採水してください。
- (2) 蛇口等を十分に洗浄し、10分くらい水を流した後に行ってください。
- (3) 『大きなポリ容器』『黒い蓋付きのガラス瓶』は理化学検査用です。採る水でよくすすいだ後、ポリ容器については水を8分目まで、ガラス瓶についてはガラスの首まで入れてください。
- (4) 『袋に入ったポリ容器』は細菌検査用です。内側をすすがないでください。水を8分目まで入れすぐに蓋を締めてください。蓋の内側や容器の口には手を触れないでください。
- (5) 荷札に住所・氏名を記載し、大きなポリ容器に直接取り付けてください。

《問い合わせ先》 川越市保健所 衛生検査課 検査担当 電話 049-227-5104